

第 16 問

(事案)

Y市は、市有地である本件土地を、空知太連合町内会(以下「本件町内会」という)からの要望に応じて、本件町内会が所有し集会場等として使用していた本件建物の敷地として無償で使用させていた。なお、本件町内会による上記要望は、後述する氏子集団の指示に基づくものであった。

本件建物の一角には神社の祠が設置され、建物の外壁には「神社」との表示が設けられており、さらに、本件土地には、鳥居及び地神宮が設置されており、Y市は鳥居及び地神宮の敷地としても本件土地を本件町内会に無償で提供していた(以下、祠、神社の表示、鳥居及び地神宮を併せて「本件神社物件」という)。

本件神社物件は、本件神社付近の住民らで構成される氏子集団によって管理・運営がなされており、本件神社では、初詣、春祭り及び秋祭りという年3回の祭事をはじめとする諸行事が行われており、これらの諸行事は、地域の伝統的行事として親睦などの意義を有するものの、神道の方式に則って行われている。

Y市の住民であるXらは、Y市が、氏子集団から本件土地に本件神社物件を設置する場合に通常必要とされる対価の支払いを受けることなく無償で、本件土地を氏子集団によって管理・運営されている本件神社物件のための利用に供していることは、政教分離原則に違反すると考えている。

(設問)

本問における憲法上の問題点について、あなた自身の見解を述べなさい。

(解説)

1. 出題の概要

第16問は、空知太神社事件を参考にした事案を通じて、政教分離原則違反の総合衡量型の判断枠組みに関する理解を問うものであり、第15問との比較でいうと応用問題に位置づけることができる。

基礎応用 148 頁 [判例 4]、
論証集 66 頁以下、最大判
H22.1.20・百 I 47

2. 解答のポイント

(1) 適用条文

空知太神社事件判決は、市が空知太連合町内会に無償貸与していた市有地の一部（全体の 20 分の 1）に氏子集団によって管理・運営されている神社物件が設置されていたという事案において、①「宗教団体」に対する「特権」付与等を禁止する憲法 20 条 1 項後段と、②「宗教上の組織若しくは団体」に対する「公金」支出等を禁止する憲法 89 条前段を適用している。

(2) 「宗教団体」及び「宗教上の組織若しくは団体」の意義

政教分離原則違反については、⑦国家と宗教との「かかわり合い」の有無を審査した上で、④それがあると判断された場合には「かかわり合い」が「相当とされる限度を超えるものか否か」（＝正当性）の審査が行われるという、二段階審査が採用されている。

憲法 20 条 1 項後段や憲法 89 条前段が適用される事案では、係争行為の対象が「宗教団体」及び「宗教上の組織若しくは団体」に当たることが、⑦国家と宗教との「かかわり合い」の前提として必要とされる。

箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟判決は、「憲法 20 条 1 項後段にいう「宗教団体」、憲法 89 条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体を指すものと解するのが相当である。」と判示している。

基礎応用 144 頁 [判例 2]、
最判 H5.2.16・百 I 46

空知太神社事件判決は、上記の意義を前提として、「本件神社物件を管理し、上記のような祭事を行っているのは、本件利用提供行為の直接の相手方である本件町内会ではなく、本件氏子集団である。本件氏子集団は、前記のとおり、町内会に包摂される団体ではあるものの、町内会とは別に社会的に実在しているものと認められる。そして、この氏子集団は、宗教的行事等を行うことを主たる目的としている宗教団体であって、寄附を集めて本件神社の祭事を行っており、憲法 89 条にいう「宗教上の組織若しくは団体」に当たるものと解される。」と判示している。

(3) 二段階目の審査

二段階目の審査に関する判例理論には目的効果基準と総合衡量型の判断枠組みとがあり、今のところ、係争行為に宗教性

と世俗性とが同居しておりその優劣が微妙である場合には目的効果基準が用いられ、係争行為が世俗的意義を有するものではなく宗教的行為であることが明らかである場合には、政教分離原則の禁止対象の中核部分に該当し得るものであり国家と宗教の関わりが直接的であるため、違憲の疑いが強くなるから、かかわり合いの相当性を厳格に審査するために総合衡量型が用いられると理解しておけば足りる。

空知太神社事件判決は、総合衡量型の判断枠組みについて、「これらの事情のいかんは、当該利用提供行為が、一般人の目から見て特定の宗教に対する援助等と評価されるか否かに影響するものと考えられるから、政教分離原則との関係を考えるに当たっても、重要な考慮要素とされるべきものといえよう。そうすると、国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されている状態が、前記の見地から、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて憲法 89 条に違反するか否かを判断するに当たっては、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。」と述べている。

(4) 当てはめ

当てはめでは、①土地上の施設の宗教的性格、②係争行為の経緯（世俗的・公共的な目的の有無など）、③係争行為の態様（土地上の施設を利用した宗教的活動を容易にする効果が直接的なものか、間接的・付随的なものとどまるか）に着目する。

空知太神社事件判決は、①土地上の施設の宗教的性格については、「本件鳥居、地神宮、『神社』と表示された会館入口から祠に至る本件神社物件は、一体として神道の神社施設に当たるものと見るほかはない。また、本件神社において行われている諸行事は、地域の伝統的行事として親睦などの意義を有するとしても、神道の方式にのっとって行われているその態様にかんがみると、宗教的な意義の希薄な、単なる世俗的行事にすぎないということとはできない。このように、本件神社物件は、神社神道のための施設であり、その行事も、このような施設の性格に沿って宗教的行事として行われているものということができる。」と述べ、⑦市有地上に設置された神社物件の宗教性と①神社物件を利用した祭事の宗教性に言及している。

③係争行為の効果については、「本件神社物件を管理し、上記のような祭事を行っているのは、本件利用提供行為の直接の相手方である本件町内会ではなく、本件氏子集団である。本件

氏子集団は、前記のとおり、町内会に包摂される団体ではあるものの、町内会とは別に社会的に実在しているものと認められる。そして、この氏子集団は、宗教的行事等を行うことを主たる目的としている宗教団体であって、寄附を集めて本件神社の祭事を行っており、憲法 89 条にいう『宗教上の組織若しくは団体』に当たるものと解される。…本件氏子集団は、祭事に伴う建物使用の対価を町内会に支払うほかは、本件神社物件の設置に通常必要とされる対価を何ら支払うことなく、その設置に伴う便益を享受している。すなわち、本件利用提供行為は、その直接の効果として、氏子集団が神社を利用した宗教的活動を行うことを容易にしているものといえることができる。そうすると、本件利用提供行為は、市が、何らの対価を得ることなく本件各土地に宗教的施設を設置させ、本件氏子集団においてこれを利用して宗教的活動を行うことを容易にさせているものといわざるを得ず、一般人の目から見て、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものである。」と述べている。

②係争行為の経緯については、「本件利用提供行為は、もとは小学校敷地の拡張に協力した用地提供者に報いるという世俗的、公共的な目的から始まったもので、本件神社を特別に保護、援助するという目的によるものではなかったことが認められる…」とする一方で、③係争行為の態様に着目し、「明らかな宗教的施設といわざるを得ない本件神社物件の性格、これに対し長期間にわたり継続的に便益を提供し続けていることなどの本件利用提供行為の具体的態様等にかんがみると、本件において、当初の動機、目的は上記評価を左右するものではない。」と述べている。

その上で、「以上のような事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すると、本件利用提供行為は、市と本件神社ないし神道とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法 89 条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法 20 条 1 項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当すると解するのが相当である。」と結論付けている。

(参考答案)

1. Y市が市有地である本件土地を無償で本件神社物件のための利用に供していること(以下「本件利用提供行為」という)は、政教分離原則について定める憲法 89 条前段及び憲法 20 条 1 項後段に反し違憲ではないか。

2. 「宗教上の組織若しくは団体」(憲法 89 条前段)及び「宗教団体」(憲法 20 条 1 項後段)とは、特定の信仰、礼拝又は普及等の宗教的行為を行うことを本来の目的とする組織ないし団体を指すものと解される。

本件神社がその利用に供されている本件神社物件を管理・運営しているのは氏子集団であり、氏子集団は、宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体として「宗教上の組織若しくは団体」及び「宗教団体」に当たる。

3. そうすると、本件利用提供行為は宗教と関わり合いをもったといえる。では、国家と宗教との関わり合いは絶対的に禁止されるのか、仮に相対的禁止にとどまる場合にはどの程度の関わり合いまで許容されるのか。

(1) 憲法 89 条前段の趣旨は、政教分離原則を公の財産の利用提供等の財産的側面において徹底させるところにあり、これによって、憲法 20 条 1 項後段の規定する宗教団体に対する特権付与の禁止を財産的側面からも確保し、信教の自由の保障を一層確実なものにしようとしたものである。

そして、日本国憲法における信教の自由の保障規定の制定経緯からすれば、憲法は国家と宗教との完全な分離を理想としていると解される。

もっとも、同規定は制度的保障の規定であり信教の自由そのものを直接保障するものではないし、完全な分離は現実的に困難であるとともに、社会生活の各方面に不合理な事態を生じさせかねない。

そこで、憲法 89 条前段が禁止している公金支出とは、公の財産の利用提供等における国又その機関との関わり合いが信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものを意味し、これに当たる公金支出は憲法 20 条 1 項後段にも違反すると解する。

そして、係争行為が世俗的意義を有するものではなく宗教的行為であることが明らかである場合には、相当とされる限度を超えるかどうかの判断では、目的効果基準ではなく、行為の対象の性格や来歴、行為に至った経緯、行為の態様、行為に対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断する総合衡量型の枠組みを用いるべきである。

(2) 本件利用提供行為の対象は、氏子集団が運営・管理する本件神社物件である。本件神社では、初詣、春祭り及び秋祭りとい

う年3回の祭事をはじめとする諸行事が行われており、これらの諸行事は、地域の伝統的行事として親睦などの意義を有するものの、神道の方式に則って行われているから、宗教的意義の希薄な単なる世俗的行事にすぎないということとはできない。そうすると、神社の祠、神社の表示、鳥居及び地神宮からなる本件神社物件は、神社神道のための施設であり、その行事も、このような施設の性格に沿って行われているといえる。また、氏子集団は、前記の通り宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体として「宗教上の組織若しくは団体」及び「宗教団体」に当たる。そうすると、本件利用提供行為が宗教的行為であることが明らかであるといえるから、政教分離原則違反の判断では、目的効果基準ではなく総合衡量型の枠組みを用いるべきである。

次に、本件利用提供行為は、宗教団体である氏子集団の指示に基づく本件町内会からの要望を受けて行われたものであるから、世俗的・公共的な目的から始まったものではない。

しかも、本件利用提供行為は、氏子集団から本件土地に本件神社物件を設置する場合に通常必要とされる対価の支払いを受けることなく無償で、本件土地を氏子集団によって管理・運営されている本件神社物件ための利用に供するものであるから、その直接の効果として、氏子集団が神社を利用した宗教的活動を行うことを容易にしているといえる。

そうすると、一般人の目から見て、Y市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものである。

以上のような事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すると、本件利用提供行為は、Y市と本件神社ないし神道との関わり合いが信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法 89 条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法 20 条 1 項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも当たるといえるから、違憲である。 以上